

令和5年1月10日(火曜日) 第 371 号

宮 癷 行

宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

次 目

百 ○生活保護法に基づく施術者の指定………(福祉保健課) 1 ○廃棄物が地下にある土地の区域の指定………(循環・社会推進課) 1 ○保安林の指定予定の通知(2件) ……(自然環境課) 1 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定……(砂防課) 2 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止………(//)2 ○公有水面埋立ての免許……………(港湾課) 2 ○公有水面埋立ての承認……………(//) 3

1	○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市					
i	町村の意見	(商_	匚政	策課	(\$	13
1	○土地改良区の役員の退任の届出(2件)	(農村	寸整	備課	(}	13
1	○公共測量の実施の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••	(管	理課	(}	13
	○公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••••	(")	13
-	○都市計画の決定図書の写しの縦覧	(都下	制	画課	₹)	14
1	○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)	(//)	14
-	選挙管理委員会告示					
į	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3					
-	分の1の数	•••••	• • • • •	• • • • •	•••	•14
1	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分					
i	の1の粉					.14

氚

宮崎県告示第11号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとお り指定した。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の 名 称	所 在 地	指定年月日
窪田 修一 鍼修庵	都城市大王町43-5- 2	令和4年12月9日

宮崎県告示第12号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
医療法人社 病院	団牧会小牧	都城市立野町	5-5-1	

2 救急病院の認定の有効期間 令和5年1月16日から令和8年1月15日まで

宮崎県告示第13号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137号)第 15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次 のとおり指定区域として指定する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定区域	埋立地の区分
都城市高城町四家字蓑野18 53番、1853番1、1853番3 、1855番1、1855番2、18 55番3	廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令第13条の2第1号

室崎県告示第14号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

令和5年1月10日

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字上椎屋6293-5, 6293 - 6, 6293 - 22, 6293 - 23, 6293 - 27, 6293 - 28, 6293 -56, 6326-1, 6329-1, 6329-2, 6329-4, 6329-5, 6329-8、6329-16、字大生6433-2、6441-2、6441-4、6441 -7 b 6441-10 c 6441-13 6441-17 6443 6444-2 6452 - 2 bis 6452 - 5 sto, 6452 - 18 bis 6452 - 20 sto
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。

- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第15号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市吉之元町4720-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに都城市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 三原尾野地区
 - (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標柱	の存	する	土	地
1	西臼杵郡	高千穂町	大字押力	方字白岩	† 2726	番3
2	"	"	//	字三原	尾28	21番1
3	"	"	//	字荒平	² 2813	番3
4	"	"	//	//	2813	番5
5	"	"	//	"	2814	番3地先道路
5					敷	
6	"	"	//	字三原	尾28	21番1
7	"	"	"	"	28	19番 2
8	"	"	"	"	29	66番

9	"	"	"	"	2830番 1
10	"	"	″	"	2833番3
11	"	"	"	"	2828番 2
10	"	"	"	字白岩	2726番 2 地先道路
12				ļ	敷

宮崎県告示第17号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、令和2年宮崎県告示第1012号で 指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 三原尾野地区
- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結 んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線により囲まれた土地 の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標柱	の存	する	土地
1	西臼杵郡	『高千穂町	大字押	方字三原	尾2823番 1
2	"	"	"	"	2821番 1
3	"	"	"	字荒平	2814番3地先道路
					敷
4	"	"	"	字三原	尾2821番 1
5	"	"	"	"	2819番 2
6	"	"	"	"	2966番
7	"	"	"	"	2830番 1
8	"	"	"	"	2833番3
9	"	"	"	"	2828番 2
10	"	"	"	字白岩	2726番 2 地先道路
10					敷

宮崎県告示第18号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許をした。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 免許の年月日及び番号

令和4年12月23日 シレイ 283-1432

2 埋立ての免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及 び住所

宮崎県

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県知事 河野 俊嗣

宮崎県宮崎市下北方町横小路5928番21

- 3 埋立区域
- (1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-2番及び3-3番の地先 公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑤の地点までを順次に結んだ線、⑤の地点から⑩の地点までを結ぶ令和3年の秋分の満潮位(+2.04m)における公有水面と既設岸壁・護岸との境界線及

び⑩の地点と①の地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位(+2.04 m)における公有水面と既設護岸との境界線に囲まれた区域

地	点	力	<u>t</u> ,	点	の	位	置		
① <i>o</i>	地点	宮崎県日向市地理院源氏山東経 131度3	山三等3 8分56和	三角点 少6100	(北紅) (以)	章32月 下 「妻	度27分 甚点」	- 07秒 とい	1380、
)から 183月	至09分5	0秒	1, 120	. 11 r	nの地	点	
② の	地点	①の地点から	5 22	2度33	3分31秒	少	28.	42 m	の地点
30	地点	②の地点から	31	2度33	3分31秒	少	17.	00 m	の地点
④ の	地点	③の地点から	5 22	2度33	3分31秒	少	238.	80 m	の地点
⑤ の	地点	④の地点から	5 28	5度24	1分07秒	少	102.	52 m	の地点
⑥ の	地点	⑤の地点から	5 1	4度55	5分07秒	少	41.	75 m	の地点
<u> </u>	地点	⑥の地点から	5 4	4度42	2分44秒	少	0.	14 m	の地点
80	地点	⑦の地点から	5 10	4度51	分56秒	少	20.	05 m	の地点
9の	地点	⑧の地点から	5 9	1度22	2分00秒	少	0.	50 m	の地点
⑩ の	地点	⑨の地点から	. 8	2度20)分15秒	少	0.	50 m	の地点
(I) Ø	地点	⑩の地点から	5 7	'5度29	分39秒	少	0.	50 m	の地点
12の	地点	⑪の地点から	5 6	4度45	分45秒	少	0.	50 m	の地点
③ の	地点	⑩の地点から	5 4	8度28	3分14秒	少	0.	50 m	の地点
④ の	地点	(3)の地点から	5 3	8度15	分59秒	少	0.	50m	の地点
⑤ の	地点	個の地点から	5 3	3度01	分26秒	少	0.	50 m	の地点
® の	地点	⑤の地点から	5 2	9度03	3分58秒	少	38.	62 m	の地点
⑰ の	地点	(6)の地点から	5 10	9度03	3分58秒	少	0.	.04m	の地点
18の	地点	①の地点から	5 6	5度11	分48秒	少	236.	14 m	の地点
19の	地点	18の地点から	i 11	4度12	2分01秒	少	1.	18m	の地点

(3) 面積

19, 017. 80 m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-2番、1-4番及び3-3番の地内並びに同町1-1番、1-2番、1-4番及び3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びツの地点とアの地点とを結 んだ線により囲まれた区域

地	点		地	点	Ø	位	置	
アの	地点	基点から		183度	33分57	'秒	-, ·	49mの地
							点	
イの	地点	アの地点	から	155度	12分15	秒	27.48	mの地点
ウの	地点	イの地点:	から	222度	33分31	秒	36.68	mの地点
エの	地点	ウの地点:	から	312度	33分31	秒	17.00	mの地点
オの	地点	エの地点:	から	222度	33分31	秒	158.80	mの地点
カの	地点	オの地点:	から	132度	33分31	秒	69.90	mの地点
キの	地点	カの地点	から	222度	33分31	秒	212.62	mの地点
クの	地点	キの地点:	から	285度2	24分07	秒	104.96	mの地点
ケの	地点	クの地点:	から	42度	33分31	秒	69.59	mの地点
コの	地点	ケの地点:	から	313度	33分31	秒	34.30	mの地点
サの	地点	コの地点	から	299度	00分27	秒	15.70	mの地点
シの	地点	サの地点:	から	29度(00分27	*秒	25. 03	mの地点

スの地点	シの地点から	14度55分07秒	99.86mの地点
セの地点	スの地点から	104度52分19秒	22.35mの地点
ソの地点	セの地点から	29度03分58秒	22.06mの地点
タの地点	ソの地点から	313度13分38秒	74.46mの地点
チの地点	タの地点から	43度15分42秒	9.00mの地点
ツの地点	チの地点から	133度15分42秒	72.98mの地点

(3) 面積

48, 923. 02 m²

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第19号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての承認をした。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 承認の年月日及び番号

令和4年12月23日 シレイ 283-1431

2 埋立ての承認を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名及 び住所

国土交通省九州地方整備局

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省九州地方整備局長 藤巻 浩之

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

- 3 埋立区域
- (1) 位置

宮崎県日向市船場町3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点と②に地点を結ぶ令和3年の秋分の満潮位(+2.04m)における公有水面と既設護岸との境界線、②の地点と⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地点	地 点 の 位 置
①の地点	宮崎県日向市大字日知屋字ナゴラ 15779番1の国土
	地理院源氏山三等三角点(北緯32度27分07秒1380、
	東経 131度38分56秒6100(以下「基点」という。)
)から 183度09分50秒 1,120.11mの地点
②の地点	①の地点から 113度44分22秒 3.16mの地点
③の地点	②の地点から 222度33分31秒 9.44mの地点
④の地点	③の地点から 312度33分31秒 1.00mの地点
⑤の地点	④の地点から 222度33分31秒 40.00mの地点
⑥の地点	⑤の地点から 132度33分31秒 0.80mの地点
⑦の地点	⑥の地点から 222度33分31秒 220.00mの地点
⑧の地点	⑦の地点から 312度33分31秒 19.80mの地点
⑨の地点	⑧の地点から 42度33分31秒 240.00mの地点
⑩の地点	⑨の地点から 132度33分31秒 17.00mの地点

(3) 面積

4, 802. 78 m²

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県日向市船場町1-1番、1-4番の地先、1-2番、3-3番の地内並びに同町3-3番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑦の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

地	点	地	. <u>,</u>	点	の	位	置		
⑦の	地点	基点から	18	33度5	2分13	秒	_,	2. 37 m	の地
							点		
④ の	地点	⑦の地点から	11	3度5	7分05	秒	70.9	99 m O	地点
ゆの	地点	⑦の地点から	20	3度5	7分05	秒	32.7	71mσ	地点
王の	地点	⑦の地点から	13	32度3	3分31	秒	82.4	11mσ	地点
分 の	地点	②の地点から	7	70度3	9分18	秒	78.6	35 m ⊄	地点
分の	地点	⑦の地点から	13	32度3	3分31	秒	59.4	11mσ	地点
争 の	地点	の地点から	22	22度3	3分31	秒	518.7	75m ⊄	地点
多の!	地点	串の地点から	31	2度3	3分31	秒	275.0)3m ⊄	地点
少の	地点	⑦の地点から	4	12度3	3分31	秒	74. 3	35m ⊄	地点
③ の	地点	⑦の地点から	31	2度3	3分31	秒	34. 3	30m ⊄	地点
⊕の	地点	⑤の地点から	1	4度4	9分44	秒	26. 3	36m ⊄	地点
② の	地点	⊕の地点から	2	28度5	5分41	秒	93.0)7m Ø	地点
30	地点	⊗の地点から	2	29度0	3分58	秒	39.9	97m ⊄	地点

(3) 面積

146, 484. 24 m²

5 埋立地の用途

ふ頭用地

宮崎県告示第20号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾 事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港 湾 施	設	
伦 石	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数量	能力
宮崎港	臨港 交通 施設	車道	宮崎市港3丁目4番 (D-1-42)	延長 62.0メー トル	幅員 6.5メ ートル
	旅 乗 用 定 設	固定式	宮崎市港3丁目4番 (G-1-6)	延長 102.7メ ートル	幅員 5.0メ ートル
	港湾 管理	その 他施	宮崎市港3丁目4番 (N-5-4)	総床面積 3.81平方	

	施設	設 (メートル	
		可動			
		橋操			
		作室			
)			
		その	宮崎市港3丁目4番	総床面積	
		他施	(N-5-5)	41.83平	
		設 (方メート	
		可動		ル	
		橋機			
		械室			
)			
l					

宮崎県告示第21号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事 務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港名			港湾施	設	
位 石	区分	種類	位置 (図面対象番号)	数量	能力
細島港 (工業 港地区	荷 さ 施 設	荷さ ばき 地	日向市船場町1番地 4 (F-4-7)	面積 4,000平 方メート ル	
内海港	水域施設	航路	宮崎市大字内海地先 (A-1-2)	延長 205.0メ ートル	幅員 20.0メ ートル 水深 0.5メ ートル
	泊地	回頭泊地	宮崎市大字内海地先 (A-2-6)	面積 3,055平 方メート ル	水深 0.4メ ートル

宮崎県告示第22号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所 において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第 303号)は 、廃止する。

令和5年1月10日

				宮崎	奇県知事	₮ 河	野	俊	嗣
港名			港	湾	施	設			
伦石	区分	種類	位置	(図面対象	(番号)	数	量	能	カ
内海港	水域施設	航路		市大字内海 - 1 - 1)		延長 400. ート	. 0×	メールカ	0メール 0.0 - ト ら 0.0 - ト
		泊地	- •	市大字内海 - 2 - 1)		面積 69,39 方メ ル	95平	水浴 5. (٧0
			同上 (A	-2-2)		面積 12, 2 方メ ル	23平	水沟 4.; 一ト	5メ
			同上 (A	-2-3)		面積 45,4 方メ ル	40平	水沼 1. : :	5×
			同上 (A	-2-5)		面積 5,3 方メ ル	00平	水沼 2. (一 h	٧0

宮崎県告示第23号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第 313号)は 、廃止する。

令和5年1月10日

港名			港	湾	施	設			
伦 石	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
細島港	係留 施設	岸壁		市大字日 原5505番		延長 210	:). 0 ×	水 4.	窄 5メ

	Ť	が和り	年 1 月 10 日 (火曜	日) 弗、	371 号
			5505番4 (C-1-5)	ートル	ートル
		物揚場	日向市大字日知屋字 西ノ原5505番4 (C-6-4)	延長 155.6メ ートル	水深 3.5メ ートル
			日向市大字日知屋字 西ノ原5505番1及び 5509番7 (C-6-10)	延長 72.5メー トル	水深 3.5メ ートル
	荷さがき施設	上屋	日向市大字細島字八 坂町 769番4 (F-5-1)	総床面積 2,201平 方メート ル	鉄筋コ ンクリ ート造 平屋建 て
美々津港	外郭施設	防波堤	日向市美々津町下町 地先 (B-1-18)	延長 20.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
		防砂 堤	日向市美々津町腰越 地先 (B-2-7)	延長 30.0メー トル	天端高 6.0メ ートル
	係留 施設	物揚場	日向市美々津町下町 地先 (C-6-13)	延長 80.0メー トル	水深 2.0メ ートル
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-4)	延長 26.4メー トル	天端高 4.5メ ートル
		防砂堤	延岡市東海町地先 (B-2-2)	延長 199.0メ ートル	天端高 3.5メ ートル
延岡新港	外郭施設	防波堤	延岡市新浜町2丁目 8935番 160地先 (B-1-3-3)	延長 12.0メー トル	天端高 4.5メ ートル
古江港 (古江 ・阿蘇 地区)	外郭施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-1-25)	延長 33.5メー トル	天端高 5.0メ ートル
- VEICA/		防砂堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-2-2)	延長 50.0メー トル	天端高 2.3メ ートル
		護岸	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-28)	延長 117.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル

_	DAH	-	1 /3	10 日(火曜日) 第 3	371 号 ————	
				延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-5-29)	延長 65.0メー トル	天端高 4.5メ ートル
		係留施設	船揚場	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-7-2)	延長 18.95メ ートル	水深 2.0メ ートル
	古江港 (直海 地区)	外郭施設	護岸	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-5-9)	延長 21.2メー トル	天端高 2.8メ ートル
				同上 (B-5-10)	延長 10.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
				同上 (B-5-11)	延長 22.4メー トル	天端高 4.5メ ートル
				同上 (B-5-12)	延長 19.6メー トル	天端高 5.0メ ートル
				同上 (B-5-13)	延長 15.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
		係留施設	物揚場	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (C-6-5)	延長 20.0メー トル	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-6-6)	延長 115.0メ ートル	水深 3.0メ ートル
			船揚場	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (C-7-1)	延長 15.0メー トル	水深 0.5メ ートル
		臨港 交通 施設	臨港道路	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (D-1-1)	延長 112.0メ ートル	幅員 5.5メ ートル
				同上 (D-1-2)	延長 540.0メ ートル	幅員 5.5メ ートル
	宮崎港	外郭施設	防波堤	宮崎市港1丁目11番 地先 (B-1-17)	延長 30.0メー トル	天端高 2.7メ ートル
	内海港	水域施設	泊地	宮崎市大字内海地先 (A-2-4)	面積 11,404平	水深 1.0メ

				方メート ル	ートル
	外郭施設	防波堤	宮崎市大字内海地先 (B-1-8)	延長 48.5メー トル	天端高 4.0メ ートル
	係留施設	さん 橋	宮崎市大字内海地先 (C-4-5)	延長 40.0メー トル	水深 4.0メ ートル
		物揚場	宮崎市大字内海地先 (C-6-5)	延長 137.5メ ートル	水深 4.0メ ートル
福島港	外郭施設	防波堤	串間市大字西方字下 タ町 15071番 128地 先 (B-1-5-9)	延長 80.4メー トル	天端高 7.0メ ートル
	係留 施設	船揚場	串間市大字西方字下 タ町 15071番 127地 先 (C-7-2-1)	延長 20.0メー トル	水深 2.0メ ートル
大納港	外郭施設	防波堤	串間市大字大納字縄 手2042番1地先 (B-1-1-4)	延長 19.1メー トル	天端高 6.0メ ートル

宮崎県告示第24号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木 事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成21年宮崎県告示第 788号)は 、廃止する。

令和5年1月10日

			港湾施設	
港名	区分	種類	位置(図面対象番号) 数 量	能力
細島港 (工業 港地区	臨港 交通 施設	臨港 道路	日向市大字日知屋字 延長 竹島町3 310.0 (D-1-16) -トル	幅員 メ 11.5メ ートル
	荷さばき施設	軌 走 式 役 械	日向市大字日知屋字 1基 竹島町3 (F-2-5)	吊り上 げ荷重 45.0ト ン 公称能

				PI 기	<u> </u>	·IX				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	/	
					力 350ト ン/時					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-1-27)	延長 12.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
		荷さ ばき 地	日向市大字日知屋字 竹島町3 (F-4-1)	面積 24,106平 方メート ル	コンク リート 舗装				護岸	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-14)	延長 2.5メー トル	天端高 2.8メ ートル
_	港湾 管理 施設	港湾管理事務	日向市大字日知屋字 新開 17371番 2 (N-1-1)	総床面積 839.24平 方メート						延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (B-5-30)	延長 30.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
		所港湾	日向市大字日知屋字	ル総床面積						延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (B-5-31)	延長 10.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
		管理 用資 材庫	竹島町3 (N-2-2)	211.25平 方メート ル						同上 (B-5-32)	延長 20.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
細島港 (商業 港地区)	港公防施	そ他設防	日向市大字日知屋字 西の原5505番4 (J-3-1)	延長 105.3メ ートル	高さ 8.0メ ートル			係留施設	物揚場	延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-6-7)	延長 42.5メー トル	水深 1.0メ ートル
美々津	外郭	柵) 防波	日向市大字幸脇字港	延長	天端高					延岡市北浦町古江字 古江浜地先 (C-6-16)	延長 120.0メ ートル	水深 3.0メ ートル
港	施設	堤	柱通地先 (B-1-17)	12.6メートル	5.7メ ートル エ盟官					延岡市北浦町古江字 阿蘇地先 (C-6-17)	120.0×	水深 3.0メ
			同上 (B-1-19)	延長 20.3メー トル	天端高 5.7メ ートル					同上 (C-6-18)	ートル 延長 110.0メ	ートル 水深 2.0メ
延岡港	外郭 施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-5)	延長 17.5メー	天端高 4.5メ					(0 0 10)	ートル	ートル
延岡新	外郭	防波	延岡市新浜町2丁目	トル延長	ートル 天端高		古江港 (直海 地区)	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先 (B-1-17)	延長 10.4メー トル	天端高 6.5メ ートル
港	施設	堤	8935番 160地先 (B-1-3-4)	12.0メートル	4.5メ ートル				護岸	延岡市北浦町市振字 直海3817番4地先	延長 17.5メー	天端高
熊野江港	外郭 施設	護岸	延岡市熊野江町地先 (B-5-10)	延長 86.3メー	天端高 2.8メ					(B – 5 – 14)	トル	ートル
	係留	物揚	延岡市熊野江町地先	トル延長	水深		宮崎港	外郭施設	導流 堤	宮崎市大字赤江飛江 田地先 (B-4-5-1)	延長 155.0メ ートル	天端高 3.0メ ートル
	施設	場	(C-6-6)	112.0メ	2.0メ					同上 (B-4-5-2)	延長 61.0メー	天端高 3.0メ
古江港 (古江 •阿蘇	外郭 施設	防波 堤	延岡市北浦町古江字 宇和路2338番地先 (B-1-26)	延長 20.0メー トル	天端高 5.0メ ートル			係留	 岸壁	宮崎市港東3丁目4	トル 延長	水深

	<u> </u>	1 /1	10 日(火曜日) 第:	371 号		臣	字 崎	県	公	報		
			(C-1-10)	ートル	ートル							黄色
	臨港	船揚場	宮崎市港東1丁目1 番地先 (C-7-1) 宮崎市港3丁目4番	延長 15.0メー トル 面積	水深 2.3メ ートル アスフ					日南市南郷町中村字 荒平7847番1地先 (E-1-2)	1基	光達距離 3.7キロメートル、
	交通 施設	場	(D-4-4)	11,036平 方メート ル	ォルト舗装							灯色 赤色
	船舶役務用施設	給水 施設	宮崎市港3丁目4番 (I-1-5)	1基	0.5ト ン/分		福島港	外郭施設	防波 堤	串間市大字西方字下 夕町 15071番 128地 先 (B-1-5-10)	延長 45.8メー トル	天端高 7.0メ ートル
			同上 (I-1-6)	1基	0.5ト ン/分					同上 (B-1-9-1)	延長 120.0メ ートル	天端高 5.5メ ートル
	廃棄 物処 理施 設	廃棄 物埋 立護 岸	宮崎市港東3丁目1 番地先 (K-1-2)	延長 853.0メ ートル	天端高 11.5メ ートル				突堤	串間市大字西方字新 渡目 15288番1地先 (B-7-4)	延長 87.7メー トル	天端高 5.0メ ートル
油津港	外郭施設	護岸	日南市大字平野字大 節8338番1地先 (B-5-51)	延長 450.0メ ートル	天端高 12.5メ ートル			係留施設	船揚 場	串間市大字西方字下 夕町5071番 127地先 (C-7-2-2)	延長 30.0メー トル	天端高 3.0z ートル
	航行 補助 施設	航路標識	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (E-1-5)	1基	光達距 離 6.0ヵ イリ、 灯色 赤色	1	2条第55 とおり公元 関係図記 宮崎県中部	(昭和2 頁の規定 でする。 面は、語 部港湾	5年法行 定により 宮崎県県 事務所、	車第 218号)第34条にま の、宮崎県が管理する常 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 破覧に供する。	き湾施設の構 ・ 高県北部港湾	既要を必 弯事務所
外浦港	補助		節8338番41地先	1基 延長 110.0メ ートル	離 6.0カ イリ、 灯色	1	港湾法 2条第55 とおり公元 関係県中部 事務所による。	(昭和2 (昭和2 の規定 のまる。 (田本名) (田本 (田本名) (田本名) (田本名) (田本名) (田本名) (田本名) (田本名) (田本名) (田本名)	5年法により 宮崎県県 事務所、公 の概要	2、宮崎県が管理する流 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 従覧に供する。 要の公示(平成23年宮崎	港湾施設の構 ・ 高県北部港湾 ・ 所及び宮崎県	概要を必 弯事務所 県串間士
外浦港	補助施設外郭	標識防波	節8338番41地先 (E-1-5) 日南市南郷町贄波字 魚見29番12地先	延長 110.0×	離 6.0カ イリ、 灯 赤 モ 天 端高 3.6メ	1	港湾法 2条第5 5 5 2 2 条第5 公 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(昭和2 頃の規定 である。 (昭港湾 ・ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	5年法により 宮崎県県 事務所、公 の概要	2、宮崎県が管理する流 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 従覧に供する。 要の公示(平成23年宮崎	悲湾施設の 奇県北部港湾 所及び宮崎県 奇県告示第1	概要を必 弯事務所 県串間士
外浦港	補助 施設 外郭 施設	標識防波堤	節8338番41地先 (E-1-5) 日南市南郷町贄波字 魚見29番12地先 (B-1-4)	延長 110.0メ ートル	離 6.0カ イ灯 赤 天 端 6メ ートル	1	港湾法 2条第55 とおり公元 関係県中部 事務所による。	(昭和2 頃の規定 である。 (昭港湾 ・ (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	5年法により 宮崎県県 事務所、公 の概要	の、宮崎県が管理する流 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 従覧に供する。 要の公示(平成23年宮崎 宮崎県知事	港湾施設の構 奇県北部港湾 所及び宮崎県 奇県告示第1 事 河 野	概要を必 弯事務所 県串間二 の号) (
外浦港	補施設 外施	標識防堤航路	節8338番41地先 (E-1-5) 日南市南郷町贄波字 魚見29番12地先 (B-1-4) 日南市南郷町栄松地 先	延長 110.0メ ートル	離 6.0カイ灯赤 天 3.6メル 光離	1	港湾法 2条第5 5 5 2 2 条第5 公 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	(昭和2 頃の規 京する。 京新は、 高 い た き き き き き き き き き き き き き き き き き き	5年法行 官により 宮崎県県 事務所、 公 との概要 引10日	2、宮崎県が管理する流 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 従覧に供する。 要の公示(平成23年宮崎 宮崎県知事 港湾施	港湾施設の構 奇県北部港湾 所及び宮崎県 奇県告示第1 事 河 野 設	概要を必 弯事務所 県 串間 : 1 の号) に を 能 : 天 まのフ
外浦港大島港	補施設 外施	標識防堤航路	節8338番41地先 (E-1-5) 日南市南郷町贄波字 魚見29番12地先 (B-1-4) 日南市南郷町栄松地 先	延長 110.0メ ートル	離 6.0 リ色色 端 6.7 水離 1. ロト灯 ま 1. メル色	1	港第5公司 音響 を	(昭和2年) (昭和2年) (昭和2年) (昭和2年) (昭和2年) (昭和3年) (昭3年) (5年法により 宮崎務 で 概要 は 10日 種類 波	②、宮崎県が管理する流 県土整備部港湾課、宮崎 宮崎県油津港湾事務所 従覧に供する。 要の公示(平成23年宮崎 宮崎県知事 港湾施 位置(図面対象番号) 延岡市北浦町古江字 阿蘇地先	・ 湾施設の構 ・ 奇県北部港湾 ・ 所及び宮崎県 ・ 奇県告示第1 事 設 数 量 延長 30.0メー	概要を必 弯事務所 県串間士

				비기	<u> </u>	^					
				トル	ートル				同上	延長	天端高
細島港(工業	廃棄 物処	廃棄 物埋	日向市竹島町地先 (K-1-1)	延長 624.0×	天端高 5.5メ				(B-5-30)	105.5メ	3.5メートル
港地区)	理施 設	立護岸	同上	ートル 延長	ートル 天端高				同上 (B-5-31)	延長 60.0メー	天端高 3.5×
			(K-1-2)	5.0メール	5.0メ ートル					トル	ートル
			同上	延長	天端高		臨港 交通	臨港 道路	宮崎市港東1丁目1番2	延長 221.1メ	幅員 20.0メ
			(K-1-3)	40.0メートル	5.0メ ートル		施設		(D-1-19)	ートル	ートル
			同上	延長	天端高				宮崎市港東1丁目1番1	延長 552.3メ	幅員 11.5メ
			(K-1-4)	7.0メール	5.0メ				(D-1-20)	ートル	ートル
細島港	港湾	防塵	日向市大字日知屋字	延長	高さ				宮崎市港東3丁目1番	延長 100.0メ	幅員 11.5メ
(商業 港地区)	公害 防止 施設	柵	西ノ原5505番4 (J-3-3)	127.7メ	8.0メ				(D-1-21) 同上	ートル 延長	ートル
<i>)</i> 平岩港	外郭	防砂	日向市大字平岩字上	延長	天端高				(D-1-22)	200.0メ	9.5メ
7.016	施設	堤	船人地先 (B-2-4)	24.0メートル	5.0メ				宮崎市港東1丁目1	延長	幅員
美々津	外郭	防波	日向市美々津町下町	延長	天端高				番1 (D-1-23)	437.0メ	11.5メ
港	施設	堤	地先 (B-1-20)	48.1メートル	5.0メ				同上	延長	幅員
宮崎港	外郭	護岸	宮崎市阿波岐原町前	延長	天端高				(D-1-24)	221.2メ	11.5メ ートル
	施設		浜1400番2地先 (B-5-25)	300.0メ	7.0メ				同上	延長	幅員
			同上	延長	天端高				(D-1-25)	80.0メートル	9.5メ ートル
			(B-5-26)	89.5メートル	2.8メ				同上	延長	幅員
			同上 (B-5-26-1)	延長 30.0メー	天端高 2.8メ				(D-1-26)	80.0メートル	9.5メ ートル
			(D 5 20 1)	トル	ートル				同上 (D-1-27)	延長 80.0メー	幅員 9,5メ
			同上 (B-5-27)	延長 215.0メ	天端高 2.8メ				(D 1 21)	トル	ートル
			,	ートル	ートル				同上 (D-1-28)	延長60.0メー	幅員 9.5メ
			同上 (B-5-28)	延長 304.2×	天端高 2.8メ				,	トル	ートル
				ートル	ートル				宮崎市港東3丁目1番	延長 60.0メー	幅員 9.5メ
			同上 (B-5-29)	延長 75.0メー	天端高 3.5メ				(D-1-29)	トル	ートル
				トル	ートル				宮崎市港東1丁目1	延長	幅員

同上 (D - 1 - 31)	ти О	' + '	יו כל		/ 1 / 7		 	ᄤ	ᅓ	<u> </u>	TK TK		
				番1	420.0×	9.5メ							
日本				(D-1-30)	ートル	ートル					同上	延長	天端高
日本													
Paris				□ L	7.1 15	#= =					(6 2 0 0)		
日本												トル	- F /I
内海港 (京田)				(D-1-31)	210.0 ×	9.5メ							
同上					ートル	ートル					同上	延長	天端高
同上											(B-2-6-6)	27 25 ×	3.02
(D - 1 - 32) 210,0 x - 1 n n n n n n n n n n n n n n n n n n				E L	Z.T. E	恒昌					(1)		
内海連 保留 さん 高崎市大字平野学大 延長 大端高 100.0 × 1.00 ×												- 1	- 1
内海港 保留 さん 会域 保留 さん 会域 保留 さん 会域 保留 であります 会域 によっな をはらな をは				(D-1-32)	210.0 ×	9.51							
内海港 係留 8人 空崎市大字内海地先 延長 1.0					ートル	ートル					同上	延長	天端高
内海港 係留 8人 空崎市大字内海地先 延長 1.0											(B-2-6-7)	28.0メー	3.0
 施設 福 (C-4-1) 45.4メー 2.0メトル トル ト	内海洪	係密	さん	空崎市大字内海地先	延長	水深						トル	 _ ト ノ
日本	1 11:41.											,	
### 編書		他议	惝	(C-4-1)									
##					トル	ートル					同上	延長	天端
原設 堤 節8338番1地先 (B-1-5-2) トル ートル											(B-2-6-8)	20.0メー	1.0
原設 堤 節8338番1地先 (B-1-5-2) トル ートル	油津港	外郭	防波	日南市大字平野字大	延長	天端高						トル	ートノ
(B-1-5-2) トル ートル	1,41116												
横った		旭政	灰										
解補港 係留 施設 場				(B-1-5-2)	トル	ートル				導流	串間市大字南方字金	延長	
# 議談 場										堤	谷地先	35.0メー	
# 議談 場	外浦港	係留	物揚	日南市南郷町贄波29	延長	水深					(B-4-4-1)	トル	
Richard Ri	/ IIIII											,	
岸壁 日南市南郷町贄波29 延長 水深 100.0 × 5.0 × 100.0 × 5.0 × 100.0 × 5.0 × 100.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 × 5.5 × 120.0 ×		旭政	场									7.4	
岸壁 日南市南部町貴波29				(C - 6 - 4)	ートル	ートル					同上	延長	
# 語 12地先 (C - 1 - 4)						\vdash					(B-4-4-2)	38.5メー	
# 語 12地先 (C - 1 - 4)			岸壁	日南市南郷町贄波29	延長	水深						トル	
Right						5.04							
福島港 外郭 防波 施設 堤 中間市大字西方字下 延長 天端高 同上 (B-1-9-3) 120.0メ 5.5メ ートル ートル ートル 同上 (B-4-4-5) 28.0メー 1.0 トル ートル ートル 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0 トル ートル 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0 トル ートル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日本 (B-4-4-9) 41.0メー 日本 (B-4-4-9) 41.0												74 E	
福島港 施設				(C-1-4)	ートル	ートル						処長	
### かけい											(B-4-4-3)	34.4メー	
###	福島港	外郭	防波	串間市大字西方字下	延長	天端高						トル	
同上 延長 天端高 同上 近長 下端高 同上 19.7メートル 19.7×ートル 同上 19.7×ートル 同上 19.7×ートル 同上 19.7×ートル 19.7×ール					120 0 🛪	551							
同上		月巴 耳又	处									77 15	
同上				(B-1-9-2)	ートル	-							
B-1-9-3 120.0 x 5.5 x											(B-4-4-4)	19.7メー	
日上 年間市大字南方字洲 延長 天端高				同上	延長	天端高						トル	
日上 年間市大字南方字洲 延長 天端高				(B-1-9-3)	120 0 ×	5.5×							
#間市大字南方字洲 延長 天端高 1.0 トル ートル 中間市大字南方字洲 延長 大端高				(B 1 0 0)								77 15	—- #m=
#間市大字南方字洲 延長 77.0メー 3.4メ (B-1-3-1) トル -トル 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0 トル -トル 同上 (B-4-4-7) 25.0メー トル 同上 (B-2-6-2) 127.65メ 5.0メートル 同上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ 同上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ □上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ □上 (B-4-4-9) 41.0メートル □上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ □上 (B-4-4-9) 41.0メートル □上 (B-4-4-4-9) 41.0メートル □L (B-4-4-4-9) 41.0×ートル □L (B-4-4-4-4-9) 41.0×ートル □L (B-4-4-4-4-9) 41.0×ートル □L (B-4-4-4-4-9) 41					ートル	-							
崎地先 (B-1-3-1) 77.0メー トル 3.4メ トル 同上 (B-4-4-6) 延長 (B-4-4-6) 天端高 トル 同上 (B-4-4-7) 延長 (B-4-4-7) 天端高 トル が砂 堤 (B-2-6-1) 延長 (B-2-6-2) 天端高 トル 同上 (B-2-6-3) 近長 トル 大端高 トル 同上 (B-4-4-9) 延長 (B-4-4-9) (B-4-4-9) 同上 (B-4-4-9) 延長 (B-4-4-9) (B-4-4-9) 同上 (B-4-4-9) 近長 トル											(B-4-4-5)	28.0メー	1.0
同上 延長 天端高 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0 下が 中間市大字西方字下 延長 天端高 日上 (B-4-4-7) 25.0メー 1.0 下が 中間市大字西方字下 延長 天端高 日上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 一トル 日上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 一トル 日上 延長 天端高 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル (B-4-4-4-9) 41.0メー 日上 (B-4-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-4-9) 41.0メー 41.0メー 41.0 ×ー				串間市大字南方字洲	延長	天端高						トル	ート
同上 延長 天端高 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0 下が 中間市大字西方字下 延長 天端高 日上 (B-4-4-7) 25.0メー 1.0 下が 中間市大字西方字下 延長 天端高 日上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 一トル 日上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 一トル 日上 延長 天端高 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル (B-4-4-4-9) 41.0メー 日上 (B-4-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 日上 (B-4-4-4-9) 41.0メー 41.0メー 41.0 ×ー				临地先	77.0 × -	3.4 ×							
同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0. トル ートル 同上 (B-4-4-6) 30.0メー 1.0. トル ートル 同上 (B-4-4-7) 延長 天端高 31.3メー 6.2メ (B-2-6-1) トル ートル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル 同上 (B-4-4-9) 41.0メー トル				,							EI L	延長	工神
同上 (B-1-3-2) 50.0メー 3.4メ トル ートル 同上 (B-4-4-7) 25.0メー トル ートル 同上 (B-2-6-1) トル ートル 同上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ				(D-1-3-1)	1.70	-							
(B-1-3-2) 50.0メー 3.4メ トル ートル 同上 延長 天端高 場 ク町地先 31.3メー 6.2メ (B-2-6-1) トル ートル 同上 (B-4-4-8) 59.0メー トル ートル 同上 (B-4-4-9) 41.0メー トル 同上 (B-4-4-9) 41.0メー トル											(B-4-4-6)	30.0メー	1.0
トル				同上	延長	天端高						トル	ート
トル				(B-1-3-2)	50.0 × -	3.4 ×							
防砂 串間市大字西方字下 延長 天端高 タ町地先 (B-2-6-1) トル ートル				(EI L	延長	工神
B					1.70	-					· •	' '	
提 夕町地先 (B-2-6-1) 31.3メー 6.2メ トル -トル 同上 (B-2-6-2) 延長 -トル -トル 天端高 -トル -トル 同上 (B-2-6-3) 延長 -トル -トル 天端高 -トル -トル 同上 (B-4-4-9) 延長 -トル											(B-4-4-7)	25.0 × -	1.0
同上 延長 天端高 同上 (B-2-6-2) 127.65メ 5.0メ -トル -トル 同上 (B-4-4-9) 41.0メートル 同上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ 162.4メ 3.2メ 162.4メ 3.2メ 162.4× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3.2× 3			防砂	串間市大字西方字下	延長	天端高						トル	ート
同上 延長 天端高 同上 (B-2-6-2) 127.65メ 5.0メ -トル -トル 同上 (B-4-4-9) 41.0メートル 同上 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ 3.2メ			堤	夕町地先	31.3 × -	6.2 ×							
同上 (B-4-4-8) 59.0メートル 同上 (B-4-4-8) 59.0メートル 同上 同上 (B-4-4-9) 41.0メートル			-								同上	延 巨	
同上 延長 天端高 127.65メ 5.0メートルートル 同上 延長 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ				(D 2 0-1)		1. /							
(B-2-6-2) 127.65メ 5.0メートル ートル ートル 同上 (B-4-4-9) 41.0メートル 同上 トル											(B-4-4-8)		
一トル ートル 同上 延長 (B-2-6-3) 162.4× 3.2× 同上 (B-4-4-9) 41.0×- トル 1.0×-				同上	延長	天端高						トル	
一トル ートル 同上 延長 (B-2-6-3) 162.4× 3.2× 同上 (B-4-4-9) 41.0×-トル 1.0×-トル				(B-2-6-2)	127.65 メ	5.0メ							
同上 (B-2-6-3) 延長 天端高 (B-2-6-3) 162.4メ 3.2メ				. = 3 = 7							同ト	孤臣.	
同上 (B-2-6-3) 延長 天端高 162.4メ 3.2メ					על ז –	-							
(B-2-6-3) 162.4× 3.2×											(B-4-4-9)	41.0 × -	
				同上	延長	天端高						トル	
				(B-2-6-3)	162.4 ×	3.2 ×							
			1								,		

		'呂'	崎 県	公 報
		(B-4-4-10)	58.0メー トル	
		同上 (B-4-4-11)	延長 30.0メー トル	
	護岸	串間市大字南方字金 谷地先 (B-5-4-2)	延長 21.5メー トル	天端高 2.7メ ートル
		同上 (B-5-4-3)	延長 10.0メー トル	天端高 2.7メ ートル
		串間市大字西方字西 浜地先 (B-5-5-1)	延長 13.6メー トル	天端高 3.5メ ートル
		同上 (B-5-5-2)	延長 96.4メー トル	天端高 3.5メ ートル
		串間市大字西方字下 夕町地先 (B-5-13)	延長 26.7メー トル	天端高 2.7メ ートル
		串間市大字南方字金 谷地先 (B-5-16)	延長 280.3メ ートル	天端高 3.7メ ートル
		串間市大字西方字塩 町地先 (B-5-21)	延長 393.5メ ートル	天端高 5.7メ ートル
		串間市大字南方字洲 崎地先 (B-5-22)	延長 23.0メー トル	天端高 3.4メ ートル
臨港 交通 施設	臨港 道路	串間市大字西方字下 夕町 14933番3、1 5071番25及び 15071 番 127 (D-1-3-3)	231. 0 メ	幅員 8.5メ ートル
		串間市大字西方字永 畑4442番3から4442 番5まで、4469番3 、4469番4、4470番 2から4470番4まで 、4471番3から4471 番5まで、4472番2 、4472番3、4484番	320.0× - トル	幅員 7.5メ ートル
		3、4486番6、4486		

				番7、4489番3、44 90番2、4491番2、 4492番2、4496番2 、4497番2、4498番 3、4499番2、4500 番2、4506番2、45 07番3、4508番4、 4509番2、4559番32 及び4459番33 (D-1-3-4)		
		航行 補助 施設	航路標識	串間市大字西方字下 夕町地先 (E-1-4)	1基	
大約	讷港	外郭施設	防波 堤	串間市大字大納字縄 手地先 (B-1-2-1)	延長 64.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
				同上 (B-1-2-2)	延長 17.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
				同上 (B-1-2-3)	延長 10.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
				同上 (B-1-2-4)	延長 20.0メー トル	天端高 5.0メ ートル
				同上 (B-1-2-5)	延長 22.0メー トル	天端高 5.0メ ートル

宮崎県告示第26号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、 宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦 覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(令和3年宮崎県告示第27号)は、 廃止する。

令和5年1月10日

港名			港	湾	施	設			
伦石	区分	種類	位置	(図面対	象番号)	数	量	能	力
細島港	係留 施設	物揚場		市大字日 原地先	知屋字	延長 200	: .0×	水 3.	.
			(C	-6-3	()	ート	ル	<u> </u>	・ル

令和	5 年	1 月	10 日(火曜日)	第 371 号	
宮崎港	外郭施設	防波堤	宮崎市新別府町 番1地先 (B-1-9)	1400 延長 70.0メー トル	天端高 3.5メ ートル
	係留施設	岸壁	宮崎市港3丁目 (C-1-7)	4番 延長 193.0メ ートル	水深 7.5メ ートル
	臨港 交通 施設	臨港道路	宮崎市港3丁目 (D-1-14)	4番 延長 198.9メ ートル	幅員 6.5メ ートル
			同上 (D-1-15)	延長 244.0メ ートル	幅員 6.5メ ートル
			同上 (D-1-16)	延長 244.0メ ートル	幅員 6.5メ ートル
		駐車場	宮崎市港3丁目 (D-4-1)	4番 面積 5,708平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (D-4-2)	面積 1,422平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (D-4-3)	面積 711平方 メートル	アスフ ァルト 舗装
	荷さがき施設	荷さ ばき 地	宮崎市港1丁目	13番 面積 3,448平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (F-4-2)	面積 4,890平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (F-4-3)	面積 3,445平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
福島港	外郭施設	護岸	串間市大字西方 町 14659番5地 (B-5-20)		天端高 3.5か ら 3.8 メート

				ル
係留	岸壁	串間市大字西方下タ	延長	水深
施設		町 14659番5地先	100.0 ×	5.5 ×
		(C-1-2-1)	ートル	ートル

宮崎県告示第27号

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第 12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(令和4年宮崎県告示第 188号)は 、廃止する。

令和5年1月10日

			呂崎県知事	1	俊 嗣
港名			港湾施	設	
伦 石	区分	種類	位置(図面対象番号)	数量	能力
古江港 (古江 地区)	臨港 交通 施設	駐車場	延岡市北浦町古江字 鶴山2931番31 (D-4-1)	面積 2,773平 方メート ル	アスファルト 舗装
			同上 (D-4-2)	面積 2,465平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
	港湾 環境 整備 施設	緑地	延岡市北浦町古江字 鶴山2931番31 (L-2-2)	面積 65, 972平 方メート ル	
細島港	係留施設	係船くい	日向市船揚町1-4 地先 (C-3-5)	延長 29.3メー トル	水深 7.0メ ートル
平岩港	荷さばき施設	荷 ざ 地	日向市大字平岩字上 舟人21-13 (F-4-1)	面積 980.01平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装
			日向市大字平岩字上 舟人21-14 (F-4-2)	面積 710.34平 方メート ル	コンク リート 舗装
宮崎港	外郭施設	防砂堤	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番1地先 (B-2-6)	延長 42.5メー トル	天端高 6.6メ ートル

_					H) 기	<u> </u>
		港環境整備	緑地	宮崎市新別府町前浜 1400番14及び宮崎市 新別府町前浜1400番 10地先 (L-2-16)	面積 17,912.1 平方メー トル	
	福島港	係留施設	係船浮標	串間市大字南方字洲 崎2538番地26地先 (C-2-1-1)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-2)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-3)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-4)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-5)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-6)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-8)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-9)	1基	水深 2.0メ ートル
				同上 (C-2-1-10)	1基	水深 2.0メ ートル

会 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス延岡店

延岡市栄町2-1 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出
 - 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項及び大規模小売店舗
 - の施設の運営方法に関する事項
 - 令和4年8月26日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター

(2) 期間

令和5年1月10日から令和5年2月10日まで

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により、大丸土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役	名	氏	名	住 所
理	事	下久保	隆	小林市真方5764番地4

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第17項の規定により 、二原土地改良区(小林市)の役員の退任について次のとおり届出 があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役	名	氏	名	住 所
理	事	下久保	隆	小林市真方5764番地 4

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県森林経 営課長から次のとおり通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量 (空中写真測量)

2 作業地域

宮崎県延岡市、西臼杵郡高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

3 作業期間

令和4年12月7日から令和5年3月27日まで

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第2項の規定により、宮崎地方法務局長から次のとおり公共測

量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成作業における基準点測量)

2 作業地域

宮崎県宮崎市吉村町、新別府町、阿波岐原町の一部

3 作業終了日

令和4年12月8日

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第20条第1項の規定により 都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定によ り、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 延岡市
- 2 都市計画の種類 日向延岡新産業都市計画特別用途地区
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県延岡土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 延岡市
- 2 都市計画の種類 日向延岡新産業都市計画用途地域
- 3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県延岡土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年1月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称 高千穂町
- 2 都市計画の種類及びその名称
- (1) 種類

高千穂都市計画道路

- (2) 名称
 - 3 · 5 · 2 号真名井通線
 - 3 · 5 · 7号金比羅通線
- 3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県西臼杵支庁土木課

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年12月19日現在次のとおりである。

令和5年1月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 17,903人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

宮崎県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和4年12月19日現在次のとおりである。

令和5年1月10日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

西臼杵郡選挙区

5,306人